

令和3年11月30日

## 『神社“真”報』という名前の怪文書について（ご注意を）

（呼びかけ人）

三島神社（奈良県宇陀市）禰宜 やまぐち 山口 きとし 智

### はじめに

最近またぞろ『神社“真”報』という名前の「虚報」怪文書が出回っており、既に読まれた方もいらっしゃるはずですが、このような怪文書は、無視すべきかもしれないかもしれませんが、あまりに事実と異なり、虚偽と捏造に満ち満ち、巧みに読者を印象操作しようとするものなので、あえて放置せず、その由々しき問題点を具体的に指摘したほうがよかろうと思うに至り、この文書を心ある皆様にお送りすることとしました。少し長文ですが、是非ご一読ください。

1. この虚偽を書き連ねた怪文書は、明らかに「田中・打田体制」を擁護しようとする者が書いたと思われ、さらに言えば、神社本庁内部の者でないと知りえないような、それも事実を捻じ曲げた記載内容からみて、本庁内部に巣くう卑劣な者の仕業の可能性が高い。

これほどまでして、田中・打田に忠勤ぶりを示そうとするのは、もはや哀れとしか言いようがない。怪文書を書いている者たちは、葦津珍彦氏たちがどのような思いで、神社本庁設立に奔走し、神社神道を護持しようとしたかに思いをはせたことがあるのであろうか。

これらの怪文書は、事情を知らないか事情に疎い皆様に対し、ウソ八百を書き連ねることによって、真実を見えにくくし、また、不当な印象操作を行い、さらには、75年余にわたる神社本庁史上に例をみない腐敗墮落した『田中・打田体制』を糺し、神社本庁を何とか正常な姿に戻そうと努力している官司や本庁職員を誹謗中傷し、揶揄し、名誉を傷つけるものである。このような怪文書が送り付けられることは、悲しいことであるし、神社界の行く末について暗然とさせるものである。

また、怪文書の筆者は、記述内容にやましいところがないなら、実名を名乗るべきで、いわば覆面をして、嘘をつき、良識があり、真剣に神社界のことを考えている人々を批判、非難するのは、卑怯である。堂々と名乗りを上げ、今まで『神社“真”報』において虚偽の事実を指摘して批判してきた官司や神社

本庁職員その他関係者と正面から論争されてはどうか。しかし、そうしたことは、この怪文書の筆者はできないであろう。なぜなら、名乗りを挙げて論争すれば、記載内容が虚偽であることが白日の下に晒されるからである。

繰り返す。やましいところがないなら、堂々と名乗りを挙げて書きなさい。それができないなら、『神社“真”報』なるものは全く信用できないものとなるであろう。

2. それでは、最近の『神社“真”報』復活号（9月号）と復活第2号（10月号）に記載された内容がいかにかに虚偽と歪曲、誹謗中傷に満ち満ちたものであるかを具体的に指摘する。

#### （復活号記載内容について）

- ① 『神社“真”報』は、まず1頁目の「斯界は状況認識に欠けている人ばかり？」の見出しで始まる章において、佐野和史瀬戸神社宮司（教学委員）が神社本庁の現状を憂え、『神社新報』に投稿した内容について、

「はっきり言って、何を言っているのか分からない。今まで騒動になっていたことを知らずに、誰かに知らされ、それを鵜呑みにして驚いて書いているだけとしか思えない。しかも、神社本庁に足らないのは「教学」なのだそうである。いったい全体、「教学」があれば、すべてうまくゆくのか？それでは「教学原理主義」である。佐野氏のことを、・・・「タンバリン佐野」と呼ぶことにしたい（そのところは、太鼓より軽い「太鼓持ち」）。・・・実際、佐野氏に悪魔のささやきをしたのは神奈川県で県政をふるう人のようだ。」

と非難しているが、これは、「田中・打田体制」あるいは少なくとも怪文書の筆者の教学軽視の表れであるし、佐野宮司の人格を不当に傷つけるもので、神道人が書く文章ではない。

- ② 次に2頁の「職舎売買に瑕疵はない」という見出しの章で、

「この訴訟問題に関する『“真”報』の見解は以下だ。これは、「公益通報」でもなんでもない。総長三・四選、あるいは打田文博氏他に対する私怨でしかない。強調しておくが「私怨」である。まっとうな抗議ができないからこそその「暗躍工作」で

ある。

.....  
.....

しかしながら、旧職員の訴訟は果たして本当に「公益通報」なのだろうか。また、神社本庁は一般企業ではなく宗教法人である。一般企業の”社員“と宗教法人の”神職“を同じ条件で考えてもいいのだろうか。」

と記述しており、あたかも神社本庁の職員には一般企業の社員と同様の権利保護はなされないような認識を示している。しかし、職員を懲戒解雇したり、降格減給処分にしたのは、まさに使用者として一般企業と変わらない権力行使を行ったのであり、そのような権力行使が正当であったかどうかは、一般企業に対して適用される労働法、公益通報者保護法等に照らし判断されるものである。怪文書筆者の論法は、使用者側の神社本庁は、職員に対し自由に使用者として一般企業と変わらない権力行使ができるのに、職員は宗教法人の神職だから処分を受けても労働者としての権利行使はできないと言っているに等しく、使用者である神社本庁（具体的には、田中総長）を不当に擁護しようとするものでしかない。

また、現在、政府は、公益通報者をより強く保護しようとしており、稲元部長のような公益通報者に対し、犯人探しをしたり、不利益な取り扱いをしたりした場合には、当該行為を行った役員等に対して懲戒処分等がなされなければならない旨の法改正が近く行われる予定であり、法改正後ならば、田中総長たちが稲元部長に対して行った行為は、法人内部で懲戒処分の対象となるものである。まさに、制裁を受けるのは、逆に田中総長たちとなるところなのである。

③ また、「警察への通報と奇妙な展開」という見出しの章の5頁において、

「こうなると、稲氏がやろうとしたことは本当に「内部告発」であったのか首をかしげざるを得ない。目的は「クーデター」であったとしか言いようがないのだ。稲氏の言い方をなぞれば「何が公益通報だ！私怨によるクーデターではないか」となる。」

と書き、さらに、

「ということは、最初から稲・瀬尾両氏と松山氏および匿名文書を書いた人と神社

オンラインネットワークはグルだったと考えられるのだ。そうでないと稲氏もわざわざ「この檄を認めるに至った」とは書かないと思う。つまり、これは「内部告発」の文書ではなく、あらかじめ組み立てられた台本の中でなされた自作自演で、クーデターの決起を促すためだけに書かれた文章なのである。なんと幼稚！本庁の部長のやることか？憂国の士・三島由紀夫大人命には、はるかに及ばない。」

とし、あたかも稲氏が檄文を書いたのは、仕組まれたクーデターの台本に従ったものであると荒唐無稽な主張をしているが、そもそも「クーデター」という尋常ならざる表現自体問題であるが、そのような企みなどそもそも存在しなかったし、ましてや台本などあるはずがない。怪文書の筆者は、「田中・打田体制」が行っている悪事・不正に対する後ろめたさから、<sup>ふうせいかくれい</sup>風声鶴唳の心境にあるのではなかろうか。神社本庁の基本財産が田中総長たちによって毀損されることに義憤を感じて、自分の地位が危うくなるおそれがあるのに、やむにやまれぬ思いから勇気を出して立ち上がった稲元部長の行動を「クーデター」の先兵呼ばわりするのは、同氏の名誉を傷つけるものである。

④ また、怪文書は、同じく5頁中に、

「実際、稲氏は今も、「藤原登」という匿名を使って「田中・打田批判」を様々に繰り広げている」

と記述しているが、藤原登氏は、実在のライターであり、「藤原登」が稲元部長のペンネームであるという嘘をつくことは、稲元部長のみならず、藤原登氏本人、さらには、同氏の記事をその機関紙『レコンキスタ』に掲載している一水会に対する侮辱であり、名誉毀損である。

⑤ さらに、怪文書は、その6頁において、

「そのあたりは、ボクシング経験者・稲氏の“パンチドランカー”としての面目躍如たるどころだろう」

と書き、ここでも稲元部長を揶揄・侮辱し、人格攻撃を行っているが、このような書き方は、神社本庁内部において、稲元部長に対し敵意を抱く者によるものではないかと思われ、怪文書筆者の人格の低劣さを示すものである。

⑥ 怪文書は、続けて、

「クーデターにのった人も、経緯を知らない人も、話の筋が“わからなくなって”しまっているのだ。その最たる人は“なんちゃって元ビジネスマン”の統理様だろう。」

と失礼にも、鷹司統理を小ばかにした記述をしているのであり、統理に対する尊敬の念が全くないことを示している。このような者が、神社本庁内部ないし周辺に巣くっているのである。

⑦ また、怪文書は、続けて、

「繰り返しになるが、本来なら「職舎売買の手続きに瑕疵はなかった」という時点で、疑惑は晴れて終了である。しかし、職舎問題は単なるきっかけで、本来の狙いはクーデターであったため、「総長四選・打田支配」批判への一部の人たちの思いは熾火のようにくすぶり続けている。」

とし、ここでも「クーデター」の陰謀があるかのように印象操作しようとしている。そもそも問題の根源は、「職舎売買の手続きに瑕疵はなかった」どころか、全くその逆で、違法不当な基本財産の売却が行われたことなのである。

そもそも宗教法人の基本財産は、当該財産を処分しないと法人としての存立が危うくなるとか、当該土地が公共工事の対象となるといったような「やむを得ない場合に限って」処分できるものであり、たとえ評議員会の承認等の形式的な手続きを経たとしても、時の執行部の都合で、自由に処分できる性格のものではないのである。

⑧ さらに、怪文書は、陰謀論を読者に印象操作するために、次のように実名を挙げて非難している。すなわち、

「まず、すべての黒幕は小串和夫と櫻井豊彦氏、松山文彦氏それに吉田茂穂氏である。「小串総長、吉田副総長」を狙ったクーデターであることは一目瞭然である。ちなみに、先述した神奈川の実力者（注：①参照）とはこの吉田氏であることは、ことさら書かなくても分かるだろう。

当時と今では役職が異なっていることが多いので、以下敬称も含めて省略するが、それに連なっているのは、面山浩康、牧野武彦や西高辻信良、阿部憲之助、葦津敬之、最近では丹治正博がいる。ちなみに、西高辻と阿部、葦津の3人は間の悪い行

動が目につく「福岡ボンヘッド三羽鳥」と揶揄されているようだ。」

と書いているが、この陰謀論的記述は、あたかもここに記載された人々による陰謀という全くありもしないことをでっち上げるとともに、自分たちの悪事に対する後ろめたさを示すものである。

また、怪文書は、明らかに、西高辻信良官司、阿部憲之助官司及び葦津敬之官司を侮辱するものであり、筆者の品格のなさがよく表れている。

⑨ また、怪文書は、続けて、

「加えて、稲と連携しているのが元神社新報社の前田孝和である。この前田が先の「匿名文書」を作成し、檄文を全国に広めた張本人である。その背後には当然、神社新報社社長の高山亨がいる。この二人が脱税を主導した犯罪人であることは既報の通りだ。」

と指摘しているが、怪文書が「脱税」と非難するのは、単なる申告漏れであって、故意による脱税ではなく、前田、高山の両氏を「犯罪人」と決めつけるのは、巧みな印象操作である。

⑩ 怪文書は、また、

「神社オンラインネットワークの熊懐隆三や、その主張に軽々と同調し書き込みを続ける暇人たち、さらに、稲・瀬尾の弁護人を務め、自浄.jpに事務所を提供する塩谷崇之も当然ながら連携していて、さらには、水天宮の有馬頼央の関与もうかがえるのだ。

これら悪人過ぎる神に仕える人間たち。これらの神職たちを一言で形容しようとすると、日本語として成り立たないような表現になってしまう。」

と書くが、「田中・打田体制」という神社本庁史に例を見ない腐敗墮落した体制とそれを支える者たちこそ、「悪人過ぎる神に仕える人間たち」ではないか。

(復活第2号記載内容について)

⑪ 復活第2号と銘打つ怪文書は、その3頁において、稲元部長について以下のように記述している。

「お・も・い（思い）込んだ～ら 試練の道を～」で始まる野球アニメの主題歌は今も有名だ。原告はスポ根に毒された「試練フェチ」なのか？ というより怖いことに、これは独裁者のやり方である。原告稲は、自分が間違っていると考えたことは、誰が何と言おうとも「間違っている」のだ。そこに「反省」という文字はない。従って、今後も同じようなことをやるだろう。その執念はストーカー以上である。間違っていると思えば「不正ロケット」をあたりかまわずぶちかまし、倒れても倒れても起き上がる「不正ゾンビ」なのである。」

これも、懲戒解雇され無収入になりながらも正々堂々と民事訴訟で戦っている稲元部長に対する公然たる侮辱である。また、

「これは独裁者のやり方である」、「そこに「反省」という文字はない」

という批判は、そっくり、田中・打田両氏とその追隨者である怪文書の作成者にお返しすべきであろう

- ⑫ 怪文書は、「原告稲と原告瀬尾はコマの一つ」という見出しで、その 4 頁に、次のように記述する。

「このことは、『真』報』前号でも書いたことだが、もともとの発端は当時の松山文彦理事の役員会の発言だった。続いて、匿名文書が飛び交うようになり神社オンラインネットワークでそれらに関する投稿が増えていった。そして、それに呼応する形での檄文の作成があったのである。つまり、脚本があり役割は決まっていた。脚本を書いたのは稲であり当時の小串副総長であり櫻井理事、松山理事、前田孝和神社新報社総務部長、さらに、神社オンラインネットワークの熊懷隆三氏や、稲・瀬尾の弁護人を務め、自浄.jpに事務所を提供する塩谷崇之氏である（以下、敬称略）。そこに、過去に職舎売買の担当者だった瀬尾が責任逃れのために加担したという図式である。」

この記述は、勝手に陰謀説をでっち上げ、さも役割分担があったかのよう  
に、読者を印象操作しようとする悪質なものである。そのような、陰謀も脚本もありはしない。問題の発端は、背任に当たる田中・打田による基本財産の毀損行為と、さらにはそれに先行する打田神政連会長と親しいディンプル社との不動産取引にあるのであって、怪文書は、原因のすり替えをし、情報

に疎い人たちをごまかそうという意図で書かれているのである。

⑬ また、怪文書は、「10月20日の評議員会に向けた策謀」という見出しの章で、葦津宗像大社宮司、西高辻常務理事について、次のように書いている。

「言うまでもなく葦津氏は今では宗像大社宮司を務めているが、数年前まで本庁に在籍し部長職を長らく務めてきた。その部長時代にはエルピーダメモリ株の取得で神社本庁に巨額の損失を与えたことをはじめ数々の失敗により評判のすこぶる悪い人物だ。

.....  
.....  
.....

しかし、それよりも臆面もなく一連を主導した西高辻常務理事の神経とは一体どういうものなのだろうか。実際、さまざまな会議での一言居士ぶり是有名だ。しかも、その「一言」がでたらめなことが多いという。常務理事に選ばれた時も、仲間であったはずの吉田茂穂前常務理事を裏切る形で就任したことも有名な話である。西高辻氏と葦津氏、「福岡ボンヘッド三羽鳥」のうちの二人だが、まさにその面目躍如たるどころだろう。」

これらの記述は、事実と異なり、公然と二人の名誉を傷つけ、侮辱するものである。要するに、二人のイメージを損ねようという、例によつての印象操作である。

葦津氏は、神社本庁時代も、有能で温厚な人格者という定評があつた人物であり、西高辻常務理事が、いかに有能で、面倒見が良く、正義感のある人格者であるかは、多くの人の知るところである。また、西高辻氏が、理事選において吉田前常務理事を裏切ったことなどなく、吉田前常務理事が落選したのは、田中・打田の策謀により、投票当日、強引に従来の一名記述方式が四名連記方式に変更されたからであつて、その経緯については、『神社本庁は原点に立ち戻れ』（展望社）に詳しく書かれている。

⑭ 最後に、怪文書は、「本当の確執とは？」という見出しの下、今回の問題の原因が、田中総長と小串前副総長との間での権力闘争であるかのように印象付けて、田中・打田と両名への追隨者による神社本庁の財産の毀損という由々しき背任行為、私物化から目をそらさせようとしているのであり、怪文書の読者は騙されないようにしていただきたい。彼らの犯罪行為から目をそ

らさせ、何が根本原因であるかをわからなくしてしまおうというのが、この怪文書の真の意図である。まことに卑しい心根である。田中・打田自らが怪文書の筆者にこのような『“虚”報』を書くように指示していないことを願うばかりである。

例えば、怪文書は、6頁において、次のように記している。

「振り返って考えてみると、総長と反総長派のせめぎ合いが激しくなってきたのは、総長の三選が決定した5年前のことだ。当時の北白川統理の言葉によって引き続き田中・小串体制でいくことが決定。その統理のお言葉を総長が伝えると、副総長であった小串氏は「私ではダメなんですか？仲間と相談します」と答えたということは有名な話だ。」

しかし、小串前副総長は、そのような発言はしたことがないと明確に否定しているし、常識的に考えてもそのようなことを副総長の立場にある人が言うはずもない。これは、この怪文書の中で、極端で分かりやすい捏造、虚偽の事例である。もし、怪文書の筆者が田中総長から聞いたとすれば、田中総長がウソをついたことになる。

このほかにも、怪文書には、神社本庁職員である神保郁夫氏と湯澤豊氏を侮辱する記述や、『神社新報』のデータの取り扱いなどについても記述があるが、本件問題の本質にかかわることではないので、論評は割愛する。

なお、神社本庁の再生を心から願い、別添の『今こそ神社本庁の再生を—まずは、現体制の一新が必要』という一文を添付しておきます。

(文中敬称略)

## 今こそ神社本庁の再生を—まずは、現体制の一新が必要

### 東京高裁が控訴を棄却

令和3年9月16日、東京高裁は、控訴人神社本庁と被控訴人稲貴夫元部長・瀬尾義也元部長との間で争われた地位確認等請求控訴人事件に関し、控訴棄却の判決を下した。一審の東京地裁判決同様、神社本庁全面敗訴の判決であり、神社本庁がなした稲元部長に対する懲戒解雇、瀬尾元部長に対する降格及び減給の懲戒処分はいずれも無効とされた。

注目すべきは、高裁判決が、稲元部長に対する懲戒解雇を無効とした理由について、次のように明言したことである。すなわち、稲元部長が、①百合ヶ丘職舎のディンプル社への売却は、一般的な取引価格より相当低額であり、かつ、代金決済の方法が買主であるディンプル社に有利とであると考えたこと、②本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があると考えたこと、③本件売買以前においても、ディンプル社やその関連会社が有利な条件の下で神社本庁やその関係団体との取引を行って利益を上げてきたと考えたこと、④田中総長から瀬尾元部長に対しディンプル社への売却の示唆があったと考えたことには、それぞれ相当な理由があったと言えるとし、稲元部長が、これらの事情を総合した結果として、「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実を真実と信じたことには相当な理由があったというべきである、と指摘したのである。

これは、東京高裁が、本件売買は不当不正なものであったと言っているに等しいのであって、もし、訴訟が本件のような懲戒処分を争う労働事件でなく、田中総長らの背任を問う訴訟であったなら、田中総長らの背任が認定されたはずである。したがって、本判決は、正面から背任があったとは言っていないくても、実質的には背任を認定した判決と言ってよく、東京地裁の判決理由より踏み込んだものとなっている。もし、田中総長が、高裁判決は明確に背任行為があったと言ったわけではないなどと言って、責任を回避しようとするならば、それは、判決の趣旨に反する欺瞞行為である。

そもそも宗教法人の基本財産は、当該財産を処分しないと法人としての存立が危うくなるとか、当該土地が公共工事の対象となるといったような「やむを得ない場合に限って」処分できるものであり、たとえ評議員会の承認等の形式的な手続きを経たとしても、時の執行部の都合で、自由に処分できる性格のものではないのである。

なお、この問題において見過ごされがちであるが、田中・打田と彼らの親衛隊と化した一部幹部職員が背任と言える本件売買を強引に進めたことによって、百合ヶ丘職舎に住んでいた十数家族が立ち退きを余儀なくされ、しかも引っ越し費用等も全く神社本庁から支払われなかったのである。しかし、文句を言えば、田中・打田に人事等でどのような不利益な取り扱いを受けるかわからないので、泣き寝入りせざるをえないのである。

## 恣意的な人事とアメとムチによる支配

田中総長の権力の源泉は人事である。田中によって引き起こされた人事面のトラブルは、本件以外にも数多いが、代表的なものが、明治神宮の脱退、檀原神宮宮司人事、気多大社の脱退、富岡八幡宮の脱退、宇佐神宮の宮司人事である。

「田中・打田体制」が神社本庁問題の根源であり、この二人が神社本庁を財産処分、強権的人事、神政連の活動による過度の政治化によって私物化し、包括団体としての在り方を逸脱させ、不正の温床としてしまっているのである。

「田中・打田体制」は、自分たちを支持するか、あるいは迎合する者たちには、大きな神社の宮司・権宮司ポストをあっせんしたり、昇階・昇級、表彰に便宜を図ったりし、逆に逆らう者には給与所得者にとっては極刑というべき懲戒解雇まで行うのである。その好例が、ディンプル社に便宜を図ってきた小野崇之元総務部長を宇佐神宮の宮司に地元の意向を無視して強引に送り込んだことや、田中・打田に忠実であった木田孝朋元財政部長、眞田宜修元総務部長を生田神社の権宮司、明治神宮の禰宜にそれぞれ転出させたことであり、逆に、基本財産である百合ヶ丘職舎の売却に関して問題を指摘した稲部長に対しては、他の職員に対する見せしめとなるように、懲戒解雇処分によって追放しようとしたことである。

まさに、アメとムチによる支配である。このような現実を見せつけられると、職員は、田中・打田のイエスマンとなるか面従腹背の日々を送るしかなくなっているのである。

また、打田神政連会長は、安倍元総理と親しく、その改憲姿勢を高く評価するあまり、全国の神社を包括する宗教法人である神社本庁を過度に政治化し、

それも一政党の中の右派支持という偏向をもたらしているのである。そもそも、神社の氏子・崇敬者には、自民党支持者ばかりでなく、様々な政治的立場の人たちがいることを社会の公器である神社は忘れてはならない。

さらに、田中総長は、石清水八幡宮の宮司であるが、同神社の社殿の傷み具合や清掃も行き届かない姿は、勅祭社として恥ずべき状態であり、総長をやる前に自社の運営を遺漏なくやるという勅祭社宮司としての基本的な責務があるのではないか。

## 全国の神社関係者の力で正常化を

神社本庁が墮落してしまったのは、田中・打田という妖怪的人物が組織を壟断しているからであるが、そのような専横を許してしまう組織体制にも大きな問題があるのではないか。組織内において権力の横暴な行使を抑止する仕組み（例えば、事務局長の復活）が必要である。（文中敬称略）